

高等学校等教育改革促進基金等の推進等に係る有識者会議について

令和8年2月2日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）において、「いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される『高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）』に沿った緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する」と盛り込まれた。

これを踏まえ、交付金等の創設に先立ち、パイロットケースとして、産業イノベーション人材の育成等に向け、令和7年度補正予算において、アドバンスト・エッセンシャルワーカーを育成するための実践的で高度な学びや、理数系人材を育成するための文理融合・探究的な学び、地理的アクセスを踏まえた多様な学びを先導する拠点を創設するため、都道府県に高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置し、改革を牽引するために必要な経費が計上された。

基金及び基金を活用して行う、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業（以下「改革促進事業」という。）の推進等に関し有識者の意見を聞くため、本有識者会議を設置する。

2. 実施事項

- (1) 基金及び改革促進事業の推進方策に関する検討
- (2) 改革促進事業の公募方法等に関する検討

3. 構成及び運営

- (1) 有識者会議は別紙に掲げる者をもって構成し、「2. 実施事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 有識者会議に座長を置く。座長は初等中等教育局長が定める者とし、座長代理は座長が指名する。
- (3) 検討内容等により、必要に応じて構成員の追加等を行う。
- (4) 次に掲げる場合を除き、公開として行う。
 - ① 機微情報を含むと考えられる案件
 - ② 前号に掲げる場合のほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は検討の円滑な実施に影響が生じるものとして、有識者会議において非公開とすることが適当であると認める案件

4. 設置期間

令和8年2月10日から令和11年3月31日までとする。

5. その他

本有識者会議に係る庶務は、初等中等教育局参事官（高等学校担当）付において行う。

高等学校等教育改革促進基金等の推進等に係る有識者会議 名簿

(敬称略・五十音順)

青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科	教授
内田 隆志	東京都立三田高等学校	校長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学	学長
橋本 幸三	京都府監査委員事務局	代表監査委員
牧野 光朗	追手門学院大学地域創造学部	教授
山内 清行	日本商工会議所	企画調査部長

(計 6 名)